

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	土地改良法	根拠条項	資料番号	3	担当課	農地整備課
		90の2-4	不利益処分の種類	目的外用途使用者等の特別徴収		
<p>(国営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第九十条の二 国、都道府県又は市町村は、国営土地改良事業(第八十七条の二第一項の規定により国が行なう同項第二号の事業、国営市町村特別申請事業及び第八十八条第一項の規定により国が行なう土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき第百十三条の二第三項の規定による公告があつた日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際にすでに当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。</p> <p>2 前項の場合(市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。)には、前条第四項の規定を準用する。</p> <p>3 第一項の特別徴収金の額は、国が徴収するものにあつては、国営土地改良事業に要した費用のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額から当該国営土地改良事業につき前条第一項の規定により都道府県が負担する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、都道府県が徴収するものにあつては、国営土地改良事業につき同項の規定により都道府県が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額から当該国営土地改良事業につき同条第二項、第四項、第五項又は第九項の規定により都道府県が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、市町村が徴収するものにあつては、国営土地改良事業につき同項の規定により市町村が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を限度とする。</p> <p>土地改良法施行令</p> <p>(国営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第五十三条の八 <a href="#">法第九十条の二第一項</a>、<a href="#">第四項</a> 及び<a href="#">第六項</a> の政令で定める用途は、農用地とする。</p> <p>第五十三条の九 <a href="#">法第九十条の二第一項</a>、<a href="#">第四項</a> 及び<a href="#">第六項</a> の政令で定める場合は、次の各号の一に該当する場合とする。</p>						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

- 一 当該土地を農業経営の合理化のために必要な共同利用施設（通信施設、給油施設及びこれらに準ずる施設で、農林水産大臣が定めるものを除く。）の用に供するため所有権の移転等（[法第三十六条の二第一項](#)の所有権の移転等をいう。以下同じ。）をした場合
- 二 当該土地について所有権の移転等を拒むときは[土地収用法](#)（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定に基づいて収用されることとなる場合において、所有権の移転等をしたとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、当該土地に係る目的外用途（[法第九十条の二第一項の目](#)的外用途をいう。）の態様、当該土地改良事業による当該土地の受益の態様又は当該土地の面積を考慮して、当該土地につき特別徴収金を徴収しないことを相当とするものとして農林水産大臣が定める基準に該当した場合

第五十三条の十 [法第九十条の二第一項](#)の規定により国、都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金の額は、[同条第三項](#)の規定によりそれぞれの特別徴収金の額の限度として算定して得た額（以下「特別徴収金徴収限度額」という。）とする。

第五十三条の十一 [法第九十条の二第三項](#)の国営土地改良事業に要した費用のうちその徴収に係る土地に係る部分の額は、当該費用の額に、当該土地の面積の当該国営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該国営土地改良事業によつて当該土地が受ける利益を勘案して農林水産大臣が定める割合を乗じて得た額とする。

- 2 [法第九十条の二第三項](#)の国営土地改良事業につき[法第九十条第一項](#)の規定により都道府県が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額の算定、[法第九十条の二第三項](#)の国営土地改良事業につき[法第九十条第二項](#)、[第四項](#)、[第五項](#)又は[第九項](#)の規定により都道府県が徴収する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額の算定及び[法第九十条の二第三項](#)の国営土地改良事業につき[法第九十条第九項](#)の規定により市町村が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額の算定については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「当該費用の額」とあるのは、「当該負担金の額」と読み替えるものとする。

第五十三条の十二 [法第九十条の二第四項](#)の規定により国、都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金は、その徴収に係る土地の時価相当額（当該土地の適正な対価として農林水産大臣が近傍類地の取引価格等を考慮して相当と認める額をいう。以下この条において同じ。）が当該土地に係る取得者負担額（当該国営土地改良事業に要した費用のうち当該土地に係る部分の額として同条第五項において準用する同条第三項の規定により算定して得た額から、当該土地に係る国、都道府県及び市町村のそれぞれの特別徴収金徴収限度額を合計して得た額を差し引いて得た額をいう。以下この条において同じ。）をこえる場合に限り徴収することができるものとし、その額は、当該時価相当額から当該取得者負担額を差し引いて得た額を当該土地に係る国、都道府県及び市町村のそれぞれの特別徴収金徴収限度額を合計して得た額で除して得た数値が一以上であるときはそれぞれの特別徴収金徴収限度額とし、当該数値が一未満であるときはそれぞれの特別徴収金徴収限度額に当該数値を乗じて得た額とする。

第五十三条の十二の二 [法第九十条の二第六項](#)の政令で定める要件は、[第五十三条の七](#)に規定する要件とする。

第五十三条の十三 [法第九十条の二第六項](#)の規定により国、都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金の額は、[同条第七項](#)において準用する[同条第三項](#)の規定によりそれぞれの特別徴収金の額の限度として算定して得た額とする。